次世代モビリティリサイクラー認定制度 Q&A

【申請・認定に関する内容】

Q	自動車リサイクル士の認定証(認定証カード)を紛失してしまった。

A 自動車リサイクル機構事務局までお問合せください。(TEL:03-3519-5181)

	Q	認定要件の中の「電気自動車等の整備業務に係る特別教育」とは何でしょうか。
	Α	こちらの8ページ目をご確認下さい。(JAERA ニュースレターVol.158 より)
		https://www.elv.or.jp/media/Rakude/20220428120724-jname.pdf
		なお、申請にあたっては 2019 年 10 月 1 日以前に「低圧電気取扱業務に関する特別教育」を修了
		した方がいる場合でも認定要件を満たします。

0	廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の収集運搬業や処分業の許可を持っていなくても、
Q	本システムに認定事業者として参画することは出来ますか。

A 自動車リサイクル法の解体業の許可に加え、認定基準を満たしていれば、可能です。

0	同都道府県で認定申請が多数あった場合、認定基準に合致していても認定されない事業者が出て
צ	くることはありますか。

現時点では、原則として認定基準に合致しているかどうかで判断するため、合致していれば認定されます。但し、今後認定基準が変更となる場合もありますので、ご了承ください。

【システム運用に関する内容】

	Q	次世代モビリティーリサイクルシステムで我々(認定解体事業者)が引き取り運賃を請求することが
		廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)で問題にならないでしょうか?
		自動車再資源化協力機構(メーカー)が広域認定を受け、認定解体事業者は自再協との契約関係で
	Α	業務を行うなかで引取運賃は自動車再資源化協力機構が解体業者の設定金額をユーザーに請求
		のうえ、お支払いするため問題はありません。

		エアバッグ類は車上作動処理とのことですが、水没等でエアバッグを展開してはならない場合や作
		動処理を行っても作動しないエアバッグはどうするのでしょうか。
	Δ	そのようなケースも想定出来るため、別途検討します。

	廃車ガラ処理費用(取引価格)については、解体事業者とシュレッダー事業者の間で事前に決めて
Q	おくとのことですが、廃車ガラの金属分などが分からないため現車を見てみないと決められないの
	ではないでしょうか。
	次世代モビリティの形態は幅広く、モノによって金属やダストの量、取り出す部品が異なるため、事

A 前に簡易な部品重量概算等をお渡しすることも考えています。

	Q	排出者が引取りを希望する場合の運搬費用について、廃車仕入時のついで便等を前提に良心的な
		価格を設定するとのことですが、引取先が遠方などの場合、ついで便での引取りが出来ないことが
		予想されます。また、燃料費などの高騰も重ねっており、説明資料 16P の設定例のような金額で出
		来ない場合はどうすべきでしょうか。
		なるべく遠方まで引取ることがないよう都道府県あたり 5~10 社の設定を想定しています。
	Α	次世代モビリティの不法投棄を防止するという本システムの位置付けからも、良心的、かつ、適正な
		価格設定を可能な範囲でお願いしています。

	リチウムイオンバッテリーについて、事故による液漏れや水没車の場合の作業フローはどのように
Q	すべきでしょうか。
	白動車リサイクル注の使用溶白動車の提合と同じく メーカー Δ 確認等をする必要があるため

A 自動車リサイクル法の使用済自動車の場合と同じく、メーカーへ確認等をする必要があるため、 その場合は自動車再資源化協力機構までお問い合わせ下さい。

- Q 排出者が引取りを希望する場合の運搬可能範囲を市町村単位などで限定することは出来ますか。 A 可能ですので、地域の事情に応じて価格設定をして下さい。
- Q 次世代モビリティをプレスしないでシュレッダー事業者へ引渡すことは可能でしょうか。 A シュレッダー事業者に確認し、問題がなければ可能です。
- Q 自動車リサイクル法のように、処理に係る期間の定めはありますか。
- A 期間の定めについては別途検討します。
- Q 廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の広域認定を受けて運用するとのことですが、今後 自治体からマニフェスト発行の要請等があった場合はどうすべきでしょうか。
- A | 簡易的なマニフェスト管理が出来るよう準備中です。
- Q メーカーが不明なモビリティ等も対象となりますか。
 自動車再資源化協力機構とメーカー・輸入業者等で広域認定を受けるため、メーカーや輸入業者が不明なモビリティや、システムに参画しないメーカー・輸入業者のモビリティは対象となりません。 なお、メーカーが不明なモビリティやシステムに参画しないメーカーや輸入業者のモビリティを処理する場合は、廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の許可等が必要になります。
- Q 廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の収集運搬業や処分業を持っている場合、本システムではなく通常の産業廃棄物として独自で処分は出来ますか。 排出者と委託契約を個別に締結し、マニフェストを発行するなど廃掃法に則った形で対応すれば可能ですが、広域認定を取得している本システムの方がユーザーの手続き等の面では簡便となると思われます。